

掛川市規則第25号

掛川市長期優良住宅施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年9月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

掛川市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年掛川市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「法第5条第1項又は第2項」を「法第5条第1項、第2項又は第5項から第7項まで」に、同項第2号中「建築をしようとする住宅」を「建築又は維持保全をしようとする住宅」に、「（登録住宅型式性能認定等機関（品確法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。以下同じ。）が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。）」を「（登録住宅型式性能認定等機関（品確法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。以下同じ。）が行うこれと同等の確認を含む。」に改め、同項第3号中「建築をしようとする住宅」を「建築又は維持保全をしようとする住宅」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、品確法第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて、法第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請をする場合にあっては、省令第2条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、前項第1号及び第5号に掲げるものとする。

第3条第1号中「前条第2号」を「前条第1項第2号」に、「住宅性能評価（品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。以下同じ。）」を「住宅性能評価（品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。）」に改め、「長期優良住宅等建築計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画書（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）」を加え、「省令第2条第1項の表」を「省令第2条第1項の表一、表二又は表三」に、同項第2号中「省令第2条第1項の表」を「省令第2条第1項の表一、表二又は表三」に改める。

第5条第1項中「第11条又は第12条」を「第11条、第13条又は第14条」に改める。

「

|        |     |             |           |       |
|--------|-----|-------------|-----------|-------|
| 様式第3号中 | 確認者 | ( 級) 建築士    | ( ) 登 録 第 | 号     |
|        |     | 所在地         |           |       |
|        |     | 名 称         |           | 印 号 を |
|        |     | ( 級) 建築士事務所 | ( ) 知事登録第 | 号     |
|        |     | 所在地         |           |       |
|        |     | 名 称         |           |       |

」

「

確認者 ( 級) 建築士 ( ) 登 録 第 号  
所在地  
名 称  
( 級) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号 に改める。  
所在地  
名 称

」

様式第 4 号中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。